

令和 7 年 2 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 7 年 2 月 5 日

富士山南東消防組合議会

令和7年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○管理者挨拶	4
○報第 1号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）	5
○報第 2号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）	5
○議第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）	6
○議第 2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案	8
○議第 3号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部変更について	11
○議第 4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	12
○議第 5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正する条例案	12
○議第 6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案	13
○議第 7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	21
○議第 8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	21
○議第 9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	22
○閉会の挨拶	24
○閉会の宣告	24
○署名議員	24

令和7年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

令和7年2月5日（水曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）
- 日程第 4 報第 2号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）
- 日程第 5 議第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 6 議第 2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 7 議第 3号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部変更について
- 日程第 8 議第 4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議第 8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議第 9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）
- 日程第 4 報第 2号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）
- 日程第 5 議第 1号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 6 議第 2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 7 議第 3号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部変更について
- 日程第 8 議第 4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議第 8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

案

日程第13 議第 9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

出席議員（10名）

1番	川原章寛	2番	鈴木文子
3番	井出春彦	4番	植松英樹
5番	藤江康儀	6番	佐野淳祥
7番	石井真人	8番	二ノ宮善明
9番	井出悟	10番	大橋勝彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 長	豊岡武士	副 管 理 者 長	池田修
三 島 市		長 泉 町	
消 防 長	鈴木清明	消 防 次 長 兼 長	高村新一
		総 務 課	
参 事 兼 長	下山和典	三 島 消 防 署 長	渡辺光明
泉 消 防 署			
裾 野 消 防 署 長	漆畑英夫	予 防 課 長	佐野博実
警 防 救 急 課 長	室伏郷志	通 信 指 令 課 長	関智勝

議会事務担当職員

書 記 長	羽田浩二	書 記	杉山智春
書 記	大西保信	書 記	石原嵩大

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木文子） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和7年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木文子） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木文子） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（鈴木文子） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木文子） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、4番 植松英樹議員、5番 藤江康儀議員の両名を指名したいと思います。

◎管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 議員の皆様、こんにちは。本日、ここに令和7年富士山南東消防組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、また寒い中にもかかわらず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、最初に静岡県では、消防組織法の規定に基づきまして、県内の市町及び消防に関する事務を処理する我々のような一部事務組合におきまして、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止するため、静岡県消防相互応援協定を締結しているところでございます。去る令和3年でもございましたけれども、令和3年の7月に発生いたしました熱海市土石流災害の際にも、全国の緊急消防援助隊の活動に先駆け、協定に基づき、静岡県下、特に富士山南東消防本部を含む東部地域が先行して災害救助活動を行ったところでございます。その際、応援の要請方法、各隊の役割、指揮体制、後方支援体制の充実や応援隊の引上げなどについて不明瞭な点などがございましたことから、このたび、県内応援隊の出動等に関する課題を踏まえ改正がされ、本年1月1日付で覚書を交わしたところでございます。既に市町において御報告があったかと存じますが、当富士山南東消防組合も同じく締結いたしましたので、ここで改めて御報告を申し上げます。

さて、本日この議会で御提案申し上げます議案は、報告2件、議案が9件でございます。詳細につきましては、このあと、消防長から御説明をさせていただきますが、主な議案といたしまして、まず、補正予算もありますけれども、令和7年度消防組合会計予算案でございます。極力各種経費の削減に努め、消防施設についても公共施設等総合管理計画、いわゆるファシリティーマネジメントによりまして各施設の修繕計画等を予定しているところであります。その中で、建築から18年を経過し、雨漏り及び外壁タイルの剥離が発生しております、三島消防庁舎の改修工事などを令和7年度の事業といたしまして、計画しているところでございます。また、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正や職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴います条例改正でございます。

次に、職員の定数条例の一部を改正する条例案でございますが、これは、救急出動件数や搬送人員が、組合設立以前の単独市町消防本部設立以来最多となっております、救急需要が増大していること、また、ただいまの条例改正でも御説明いたしましたように、育児休業、介護制度の充実など職員の働き方改革の推進が求められております。また、消防組合設立時、構成市町で合意しました際、三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画で課題とした職員不足によります日常的な非番員招集の改善や、火災・救急の同時発生への対応に対し、適正な職員数の確保に向け

た職員採用計画の策定を計画することにもなっていたところでありますので、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

以上、今後の消防体制強化等を図る議案をこの議会に上程させていただきましたので、管内住民の生命、身体、財産をしっかりと守っていくために御審議をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報第1号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）

◎報第2号 専決処分の報告（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告並びに日程第4 報第2号 専決処分の報告について、報告を行います。

本件について、当局から報告を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました報第1号及び報第2号の2件の専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

これは、令和6年8月3日、職員が消防ポンプ自動車にて三島市富士ビレッジ地内を走行中、交差点を右折しようとした際、曲がりきれず後方に後退し、切り返し操作を行ったところ、車両後部のステップが三島市が管理するガードレールに接触し、損傷を与えたものであります。報第1号につきましては、ガードレールの修繕に用しました費用11万2,653円を全額当組合が負担することで示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、令和6年9月21日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

続いて、報第2号について御説明申し上げます。

これは、報第1号で御説明させていただいた物損事故において、富士ビレッジ自治会が管理する看板を破損させたものであります。報第2号につきましては、看板の修理に要しました費用6万2,187円を全額当組合が負担することで示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、令和6年9月21日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

なお、報第1号及び報第2号における損害賠償は、保険により対応させていただきましたので、併せて御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっておりますので、整

理をして発言をお願いいたします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

◎議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第5 議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）について、提案要旨を申し上げます。

それでは、議案書1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,991万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を33億5,124万6,000円にしようとするものです。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正の表のとおりでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、第2表繰越明許費において、3款1項消防費の消防車両整備事業における小型水槽付消防ポンプ自動車更新事業、5,518万1,000円を繰越明許しようとするものです。これは、令和6年度当初予算において事業を進めてまいりました裾野消防署伊豆島田分署小型水槽付消防ポンプ自動車の更新整備が、現在も続く半導体を含む世界的な部品不足に加え、一部自動車メーカーの不祥事が起因して、今年度内の製作納車が見込めなくなったことから繰越明許費とさせていただくものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

第3表地方債の補正につきましては、消防車両整備事業の限度額を7,360万円に減額しようとするものです。

それでは、歳入について御説明申し上げます。

12ページ、13ページを御覧ください。

1款1項1目市町負担金を5,600万円増額し、28億6,038万5,000円にしようとするものです。これは、人事院勧告に伴う職員給与等人員費の増額によるもので、各市町の増額する額は、令和6年度の負担割合に合わせ、三島市2,820万1,000円、裾野市1,463万3,000円、長泉町1,316万

6,000円でございます。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

3款国庫支出金に2項国庫負担金、1目消防費国庫負担金を新設し、1,811万6,000円を歳入しようとするものです。これは、能登半島地震における緊急消防援助隊派遣時の職員手当等活動費に対する国庫負担金であり、令和6年12月3日に交付の決定を受けたことによるものでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

9款1項1目消防債は、3億6,560万円に減額しようとするものです。これは、三島消防署高規格救急自動車の更新整備において当初予算と契約額に差額が生じ起債が不要となることから、消防車両整備事業費組合債420万円を減額しようとするものです。

続きまして、歳出でございますが、18ページ、19ページを御覧ください。

3款1項1目常備消防費は、4,518万7,000円を増額しようとするものです。内訳は、人事院勧告に伴い予算額が不足となる一般職の給与等の人件費を5,600万円増額、また、消防救急デジタル無線保守点検業務委託料において、半導体不足や世界情勢により電源装置などの電子部品の供給が逼迫し年度内での履行が困難となったことから、当該部品の交換を取りやめ、機能維持に必要な部品に変更する契約を行ったことにより契約金額に変更が生じたため、1,081万3,000円を減額しようとするものでございます。

次に、3款1項2目消防施設費は、448万9,000円を減額しようとするものです。これは、消防車両整備事業を受けて、三島消防署中郷分署高規格救急自動車の更新整備が予算額と契約額に差額が生じたことによるものです。

なお、補正額の財源内訳は、地方債420万円、一般財源28万9,000円の減額となります。

次に、20ページ、21ページを御覧ください。

5款1項1目予備費は、歳入歳出における追加分と減額分に係る予算額を調整するもので、2,921万8,000円を増額しようとするものです。

以上よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第1号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第6 議第2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案について提案要旨を御説明申し上げます。

令和7年度の予算編成につきましては、物価上昇を十分認識するとともに、極力歳出を抑えるよう消防救急活動に必要な資機材の使用状況、光熱水費の実績などを確認し、各種経費の削減に努めましたが、三島消防庁舎の改修に必要な経費や消防施設の修繕に係る経費、消防指令システム及び消防救急デジタル無線の工事に伴う設計・施工監理業務に係る経費、人事院勧告により引き上げられた職員給与や期末勤勉手当等に係る経費、また組合債元金の償還などを計上する予算とさせていただきます。

それでは、議案書6ページを御覧ください。

第1条において、歳入歳出の総額はそれぞれ31億9,900万円と定めるものです。

次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債は、9ページ、10ページを御覧ください。

第2表債務負担行為は、消防指令システム及びデジタル無線の大規模な更新を令和8年度、9年度に計画しており、これに係る設計・施工監理業務委託費用として、令和7年度から、全体額を1,474万円として、令和8年度、令和9年度の限度額を843万7,000円と設定させていただこうとするものです。

次に、第3表地方債ですが、起債の目的及び限度額は、消防車両整備事業において8,480万円を限度額として定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は表に記載のとおりでございます。

6ページにお戻りください。

第4条において、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものであります。

続きまして、11ページから14ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の歳入、歳出総括を御覧ください。

令和7年度歳入歳出予算総額は、先ほど申しましたとおり歳入歳出をそれぞれ31億9,900万円とするもので、前年度予算額に比べ8,200万円の減額となります。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

15ページ、16ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目市町負担金は30億4,831万7,000円を計上するもので、前年度に比べ1億8,320万4,000円の増額となります。構成市町の負担金につきましては、組合規約第15条第2項に基づき、前年度における基準財政需要額のうち、消防費の相当する額を基準として負担割合を定めております。市町の負担割合及び負担金は、三島市が50.36%で15億3,513万2,000円、裾野市が26.14%で7億9,683万円、長泉町が23.5%で7億1,635万5,000円となります。

次に、17ページ、18ページを御覧ください。

2 款 1 項 1 目使用料は、電柱敷地料外として9,000円を計上しております。

19ページ、20ページを御覧ください。

2 款 2 項 1 目手数料は、危険物関係事務手数料及び煙火消費許可申請審査手数料として314万円を計上するものです。

続きまして、21ページ、22ページを御覧ください。

3 款 1 項 1 目消防費国庫補助金は、消防車両整備事業に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金として1,481万8,000円を計上するものです。

次に、23ページ、24ページを御覧ください。

4 款 1 項 1 目消防費県補助金は、消防業務及び救急業務用の資機材などを地震・津波対策等減災交付金を活用して整備を図るもので、2,173万円を計上するものです。

25ページ、26ページを御覧ください。

5 款 1 項 2 目財産貸付収入は、消防署所4箇所に設置の清涼飲料水自動販売機の施設貸付料として93万8,000円を計上するものです。

次に、27ページから30ページの6 款 1 項 1 目一般寄附金及び7 款 1 項 1 目繰越金は、費目設置のためそれぞれ1,000円を計上してございます。

次に、31ページ、32ページを御覧ください。

8 款 1 項 1 目雑入は、中日本高速道路株式会社からの高速自動車国道救急業務支弁金、静岡県消防学校など他団体へ当消防本部から派遣する職員に係る人件費負担金など、2,524万6,000円を計上するものです。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。

9 款 1 項 1 目消防債は、長泉消防署高規格救急自動車及び裾野消防署伊豆島田分署大型水槽付消防ポンプ自動車の更新整備に係る消防車両整備事業費組合債として8,480万円を計上するものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

35ページ、36ページを御覧ください。

初めに、1 款 1 項 1 目議会費は、議員報酬及び議会運営に係る経費など、前年度に比べ80万6,000円の減となる113万3,000円を計上するものです。

37ページから40ページを御覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費の総額は、前年度に比べ937万9,000円増の7,641万円を計上するもの

です。一般管理費のうち人件費は、特別職及び各種審査会等委員並びに非常勤職員の報酬をそれぞれ計上し、総務管理事業は、事務系電子機器や出退勤管理システム、庁内LAN回線使用料ほか職員被服費など、人事管理事業は、職員健康診断委託料や資格取得等自己啓発費補助金などを計上しております。

次に、41、42ページを御覧ください。

2款2項1目監査委員費は、監査委員報酬及び監査に係る事務費など、25万5,000円を計上するものです。

続きまして、3款1項1目常備消防費は、43ページから50ページとなります。3款1項1目常備消防費の総額は、前年度に比べ1億7,699万6,000円増となる28億2,323万2,000円。増額の要因は、人事院勧告による一般職給料及び期末勤勉手当の引上げ、三島消防庁舎の改修工事、裾野消防庁舎の消防設備更新、長泉消防庁舎の乾燥設備設置、消防指令システム及び消防救急デジタル無線の機器更新に係る設計・施工監理業務委託などによるものでございます。

それでは、事業ごとの説明をさせていただきます。

44ページ、説明欄を御覧ください。

人件費は、一般職の職員の給料をはじめ各種手当など24億414万1,000円を。救急高度化推進事業では、救急業務に必要な消耗品や車両燃料費、資機材保守点検業務委託料及び救急救命士養成のための研修費負担金など4,523万2,000円を。続いて46ページになりますが、消防防災事業では、消防業務及び救助業務に必要な消耗品、燃料費及び各諸所の光熱水費など業務を行っていく上で必要となる経費のほか、三島消防庁舎の改修工事、裾野消防庁舎の自動火災報知設備更新、長泉消防庁舎の防火衣乾燥設備設置などに係る経費など、2億5,891万3,000円を。48ページの中段になりますけれども、消防指令センター運営事業では、指令システム及び消防救急デジタル無線の保守点検、指令システム及びデジタル無線更新業務委託ほか、通信運搬費など1億1,494万6,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、3款2項2目消防施設費になります。2目消防施設費は、長泉消防署救急自動車更新整備及び裾野消防署大型水槽付消防ポンプ自動車の更新整備に係る消防車両整備事業1億2,439万7,000円を計上するものです。

次に、51ページ、52ページを御覧ください。

4款1項公債費の総額は、前年度に比べ884万9,000円増の1億5,983万4,000円を計上するものです。1目元金は1億5,048万5,000円を、2目利子では組合債に係る償還利子及び一時借入金利子934万9,000円を計上するものです。

続いて、53ページ、54ページを御覧ください。

5款1項1目予備費は、不測の事態に対応するため1,373万9,000円を計上しようとするものでございます。

最後になりますが、55ページから63ページまで給与費明細書などを添付してございますので、御確認いただければと思います。

議第2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第2号 令和7年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号 静岡州市町総合事務組合の規約の一部変更について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第7 議第3号 静岡州市町総合事務組合の規約の一部変更についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第3号 静岡州市町総合事務組合の規約の一部変更について、提案要旨を御説明申し上げます。

これは、静岡州市町総合事務組合の構成団体の一つであります西豆衛生プラント組合が本年4月1日から西豆広域行政組合に名称変更することに伴い、静岡州市町総合組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施行期日につきましては令和7年4月1日とします。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第3号 静岡州市町総合事務組合の規約の一部変更についてを採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

◎議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第8 議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について、提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の一部が令和7年6月1日に施行され、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑へ単一化されることを受け、当消防組合における関係条例の一部を一括して改正するため本条例を制定しようとするものです。所要の改正を行う条例は、富士山南東消防組合職員の分限に関する条例、富士山南東消防組合職員の給与に関する条例、富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例、富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の4条例となります。

なお、施行日につきましては令和7年6月1日となります。

議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

◎議第5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第9 議第5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正

する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正する条例案について、提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律との整合を図るため、富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、個人情報の保護に関する法律において職員の氏名は不開示情報とされていること、また、同法において開示請求者に対して書面により通知しなければならないものとして、個人情報の全部または一部を開示する場合と、個人情報の全部を開示しない場合とされていることから、これらに準拠し、同様の措置とするため所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、施行日につきましては令和7年4月1日とするものです。

議題5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合情報公開条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

◎議第6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第10 議第6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案について、提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、消防救急需要の増大に対応するため消防隊と救急隊の兼務での運用を改善し、全ての

救急隊を専従運用するとともに、災害発生時における確実な初動体制の整備を図るため、今後の職員定数を252人から281人にしようとするものです。

当消防組合の職員定数につきましては、消防組合発足から現在に至るまで現行の252人としてまいりました。しかし、当消防組合における諸課題である救急需要の増加、大規模災害発生時の初動体制の充実と災害派遣、災害活動時の安全管理、消防業務特有の人材育成、定年延長と年齢構成の平準化、子育て世代に対する職員の働き方改革など組織運営上の諸課題を改善し、さらなる消防力の維持、強化に必要な消防体制を構築するため、富士山南東消防組合定員管理計画を策定し、当消防組合の定数条例上の職員数を29人増員した281人しようとするものでありますが、今後の職員採用については、毎年度状況変化に対応してやりたいと考えております。また、職員増員につきましては、当然のことながら消防組合構成市町に財政負担が生じますので、本年3月に開催される消防組合連絡調整会議第1回部課長会や定期的実施する連絡調整会議などにおいて、令和8年度以降における定年退職に伴う補充を含めた数年度にわたる採用人数、採用年度等をお示しするとともに、これに係る人件費増加などの財政負担について説明し、構成市町の同意をいただいた上で令和7年度の職員募集及び令和8年度の新規採用を実施するとともに、令和8年度以降につきましても、令和7年度と同様に実施してまいりたいと考えております。

なお、施行日につきましては令和7年4月1日とするものであります。

議第6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

井出 悟議員。

○9番（井出 悟） 9番、井出 悟です、よろしく申し上げます。議長への通告に基づきまして質疑をさせていただきます。大きく5つの観点で、6つの質疑になります。

今、消防長からの提案説明の中でかなり言及されておるものもありますが、通告どおり質疑をさせていただきます。

大きな1として、条例定数改正の根拠について伺います。事前に配付されました富士山南東消防組合定員管理計画を根拠とした条例定数改正の提案であると理解してよいかということであります。

2点目、人件費増への対応方針と自治体への合意状況です。富士山南東消防組合定員管理計画によれば令和14年度までに29名の職員増を行うということですが、その場合、人件費やそれに準じる経常経費を増加させる必要がございます。この増加分は、自治体全体の予算、市町ごとの人件費であったり教育部分の人件費、投資的経費から振り返ってくるということが必須であります。仮に負担金が配分比率で案分しますと、三島市14.6人分、裾野市7.6人分、長泉町6.8人分ということに相当すると認識しております。にもかかわらず、全員協議会の時点では、裾野市から増員分をどのように捻出するのかという具体的な説明を私は受けておりませんでした。本議案を提出

するに当たりまして、自治体との合意形成が前提であると考えますが、合意形成の現状はどのようなになっているのか現状を伺います。

3点目、上程時期の妥当性です。裾野市議会では当初予算審議が始まる前の段階でありまして、かつ、裾野市長からは、行政経営リソース、人件費を含む部分の配分の方針説明は現状受けておりません。にもかかわらず、このタイミングで条例改正案を上程された理由について伺います。

4点目、令和14年度までの増員による負担金、分担金への影響です。ア、令和14年度までに29名を増員した場合、各自治体からの負担金、分担金はどのように推移していくのか伺います。

イ、今後計画されている施設整備に係る経費と今議案による人件費の増加分を合わせた場合、負担金の見通しはどのようになるのか伺います。

5点目です。令和7年度、8年度採用計画と長期財政計画の合意状況であります。令和7年度時点では、定数252人、現行条例の上限に達しているにもかかわらず、令和8年度採用でプラス6人を想定しているというふうに定員管理計画では読み取れます。人件費に直結、採用する計画は、まず財政計画とともに各自治体と共有されていることが不可欠であります、具体的な合意形成の状況はどうか伺います。

以上5点伺います。

○議長（鈴木文子） 高村消防次長。

○消防次長兼総務課長（高村新一） 井出議員の質疑にお答えいたします。

まず、1の条例定数改正の根拠についての質問でございますが、富士山南東消防組合定員管理計画は、本条例改正案を提案させていただき、29名を増員しようとするものの必要性を判断していただくためにお示ししたものでございます。消防組合が発足し、9年が経過しようとしております。管理者と消防長から御説明させていただいたとおり、これまで業務を行ってきた中から見えてきた諸課題を改善するため、今回職員定数の増をお願いするものでございますが、当然その検討経緯である説明資料となるものがなければ御協議いただけませんので、本定員管理計画を全員協議会の場をお借りしてお示しさせていただいたものとなります。

続きまして、2番目の質問、人件費増への対応方針と自治体との合意状況について、お答えいたします。組合構成市町との人件費等に係る合意形成についての現状についてでございますが、令和6年5月に開催しました消防組合連絡調整会議第1回課長会におきまして、市町防災担当課長の皆様に、職員定数増を目指した検討作業を進めていることを御説明させていただきましたが、条例案でお示しした定数、令和8年度以降の採用計画についての当組合から構成市町に対する具体的な説明は、今後のこととしておりました。過日開催されました全員協議会の席で、今後の財政的な負担、組合構成市町への説明についての御質問、御指摘がございましたので、本定例会開催までに構成市町の防災担当課及び財政担当課に対しまして詳しい説明をさせていただきました。また、先ほど消防長から説明させていただいたとおり、本年3月に開催を予定しております富士山南東消防組合連絡調整会議において、職員増員に係る人件費増加など財政負担について説明し、令和8年度以降の予算について、構成市町の同意をいただいた上で、令和8年度採用職員の募集

活動を行っていくことを計画しております。

次に、議員質問の3点目、上程時期の妥当性について、お答えさせていただきます。増員となる期間は令和8年度からでございますので、人件費の増額は令和8年度予算からとなります。先ほど御説明させていただきましたが、改正後の職員数は将来的な目標値と考えますことから、採用人員の決定につきましては、予算編成前に消防組合構成市町と事前に協議を行い、進めていく計画であります。令和7年度末の定年退職者は現時点ではありませんので、令和8年4月採用は、本条例において職員定数を改正しなければ、職員募集、採用試験事務が行えませんので、施行日を令和7年4月1日とし、今回の組合議会に上程させていただきました。

次に、井出議員御質問の4点目、令和14年度までの増員による負担金、分担金への影響ですが、アの部分になります。アの部分にお答えしたいと思います。職員実員数を計画どおりに採用していった場合の人件費の増加試算でございますが、職員給与だけでなく共済負担金等も試算いたしました。令和8年度は、6人増で前年度比3,340万円の増加。令和9、10年度は、5人増で、それぞれ2,780万円の増加。令和11年度は、2人の増で1,110万円の増加。令和12年度は、5人増で2,780万円の増加。令和13年度は、1人増で560万円の増加。令和14年度は、5人増で2,780万円の増加と試算をしております。職員定数・実員数252人の令和7年度と職員増員計画最終年の令和14年度を比較しますと、1億6,140万円ほどの増額となる試算となっております。これを令和7年度当初予算の分担金負担割合で按分しますと、三島市が50.36%で8,128万円の増額、裾野市が26.14%で4,219万円の増額、長泉町が23.5%で3,793万円の増額となる試算でございます。

次に、井出議員御質問の4のイの御質問のお答えをしたいと思います。職員実員数が定員の252人となる令和7年度を基準に、経常経費以外の施設、車両整備及び人件費を合わせたものの増加額を試算しますと、令和8、9年度に指令システム及びデジタル無線更新事業がございますことから、令和8年度に1億1,850万円、令和9年度に1億8,390万円の増加となります。その後、人件費、車両更新、庁舎修繕を合わせ、令和10年度は令和7年度比5,000万円の減に転じ、令和11年度が令和7年度比2,800万円の減、令和12年度が2,460万円の減、令和13年度が5,960万円の増、令和14年度が、指令システムの部分更新が必要となった場合には2億8,770万円の増額と試算しております。分担金金額の推移につきましては、その金額に組合規約による分担金負担率を乗じたものが増減額となります。

続きまして、議員御質問5のところになりますが、井出議員御質問のとおり、採用計画が人件費に直結することは十分に認識をいたしております。構成市町との合意形成につきましては、年度ごとに、あらかじめ人件費予算に関する協議、御理解をいただいた上で職員採用事務を行っていく考えであったことから、現時点では、今後の毎年度ごとの具体的な合意形成は十分にできていないと認識しております。今後開催を計画している組合連絡調整会議などによって構成市町に職員採用計画や財政負担について具体的にお示しし、令和8年度以降の予算編成について協議を行い、年度ごと共通理解をいただいた上で事業を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 井出 悟議員。

○9番（井出 悟） 御答弁ありがとうございます。今の1から5までの答弁を受けまして、まとめて最後に確認させていただきます。

質疑3で行いました上程時期の妥当性の答弁では、令和7年度末の定年退職者がおらず、定数一杯のため令和8年度は採用事務ができないということは理解いたしました。

質疑4の中、令和14年度の増員による負担金の影響というところは、人件費及び施設整備に係る費用による構成市町の負担金への影響の見通しが、現在想定される時系列の詳細の試算が示されたというふうに認識しております。しかしながら、質疑のイの中で自治体との合意状況等にもありましたとおり、職員定数増を目指した検討作業を進めている説明はしましたが、具体的な合意形成は行われておらず、3月に予定している連絡調整会議で説明という考えが示されました。また、採用計画と長期財性計画の合意状況の答弁では、採用事務を行う段階で人件費予算に関する協議を行う考えが示されました。これら答弁内容を総合的に鑑みれば、定員管理計画、定数採用計画が構成市町の長期的な財政に大きな影響を及ぼすということに対する構成市町への配慮が不十分だったのではないかとというふうに受け止めました。質疑4でも行いましたが、御答弁で示された試算を基にしまして、本来は、この本議案の上程前までに構成市町と具体的な合意形成を十分にしておくことが必要だったのではないかとというふうに答弁から受け止めております。そこで、質疑1点です。

質疑5の答弁にて、現時点では具体的な合意形成ができていないと認識ということですが、その解消に向けまして、現段階での構成市町と、これまでの間どのような協議がなされて、今後どのように改善をなさっていくのか、その部分を確認させていただきます。

○議長（鈴木文子） 高村消防次長。

○消防次長兼総務課長（高村新一） お答えさせていただきます。

現時点におきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、本定例会開催までに構成市町の防災担当課及び財政担当課に対しまして詳しい説明をさせていただきました。今後につきましても、構成市町の防災担当課及び財政担当課との情報共有に心がけ、消防組合連絡調整会議などの場で次年度以降の消防組合事業の説明をするとともに、新規採用予定人員数や人件費の増加分についての御説明をしております。また、消防本部では、毎年主要事業について3年スパンの実施計画を作成しておりますので、こちらも、作成時に構成市町に丁寧な説明を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 通告者があります。

二ノ宮善明議員。

○8番（二ノ宮善明） 8番の二ノ宮です。それでは、議長に通告してございますので、議案第6号について質疑をさせていただきます。

根拠資料となる場所は、全協でお渡しされました富士山南東消防組合定員管理計画について伺うことでございます。

1点目でございます。救急出動件数の推移について、これは5ページに書かれておりますが、2020年に7,600件であり、2024年は1万件に迫る予想だが、出動件数が大幅に増加している要因は何でしょうかということ。

2点目、育児休業特別休暇取得による出動隊への影響について、これは6ページに書かれております。他部署から応援勤務、助勤等を行うことで対応と記載されておりますが、他部署とはどこを言っているのでしょうか。私は3回ぐらい読み返したんですけども分かりませんでした、すみません。

3点目でございます。消防隊、救急隊の搭乗人員は3人搭乗が多く、指針で示される4人もしくは5人搭乗できない現状とのことだが、消防力の整備指針で示されている人員は必要最低限と理解するが、それでよろしいでしょうか。

4点目でございます。予防課については10ページ以降に書かれております。

(1) 現在の予防技術資格者数は何人でしょうか。

そして、(2) 火災原因を調査する専門係は現在何人いらっしゃいますか。

(3) 専門の予防要員は現在何人でしょうか。

(4) でございます。上記1から3について、不足している要員はどれですか、お伺いいたします。

○議長（鈴木文子） 室伏警防救急課長。

○警防救急課長（室伏郷志） 私のほうから、1点目の救急出動件数の推移についてと3点目の消防力の整備指針で示されている人員について、お答えします。

まず、1点目の救急出動件数の推移について、お答えいたします。2020年の救急出動件数は、コロナ禍で行動が制限された時期でもあり、7,652件でしたが、徐々に通常の生活に戻り、2024年は9,926件と、消防組合設立以来過去最多となりました。事故種別の中で、急病による出動件数は、2020年の4,600件から2024年には6,137件と1,537件の増加となっております。その中でも65歳以上の高齢者の急病による搬送人員は、2020年は2,574人から2024年には3,129人と555人の増加となっております、このことが救急出動件数の大幅な増加の一因となっております。

続きまして、3点目の消防力の整備指針で示されている人員について、お答えします。消防力の整備指針は、市町村が消防の責任を果たすための必要な施設及び人員について定められております。その中で、市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として必要な施設及び人員を整備するものとされていることから、二ノ宮議員の質問のとおりでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（鈴木文子） 高村消防次長。

○消防次長兼総務課長（高村新一） 私は、二ノ宮議員の御質問2点目の育児休業特別休暇取得による出動隊への影響についてということで、お答えさせていただきます。

御質問の他部署とは、同じ消防署管内の部署を指します。最低勤務人員プラスアルファの勤務員がいる場合には、勤務人員が不足する署所へ臨時的に応援勤務、助勤することにより出動隊を

確保しております。したがって、三島署は北分署、中郷分署、錦田分遣所の4署所内で、裾野署は、伊豆島田分署、須山分遣所の3署所内で対応しますが、長泉署は単独ですので、応援勤務、助勤の対応はできません。

私からは以上です。

○議長（鈴木文子） 佐野予防課長。

○予防課長（佐野博実） 予防課について4点の御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、1点目、現在の予防技術資格者数は何人かとの御質問でございますが、当消防本部の予防技術資格者は、令和5年度末で69人となっています。

続きまして、2点目、火災原因を調査する専門係は現在何人かとの御質問であります。火災原因調査を行う専門係は、当消防本部には設置はございません。消防署の予防業務担当者が中心となり調査を行ってございます。

続きまして、3点目の専門の予防要員は現在何人かとの御質問であります。消防力の整備指針に規定する当消防本部の予防業務には、令和4年度の国への報告数値で18人でございます。

続きまして、4点目、不足している要員はどれかとの御質問でございますが、まず、消防力の整備指針に示される予防要員の数について御説明しますと、立入検査、消防同意、消防用設備等の設置時検査、火災原因調査、防火指導等及び違反処理などの狭義の予防事務に要する人員数と危険物事務に要する人員を合算して求めるとされております。先ほどの消防本部の予防要員を18人とお答えしましたが、整備指針に基づく算定結果は31人となっております。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木文子） 二ノ宮善明議員。

○8番（二ノ宮善明） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず第1の救急出動件数の推移についてですが、増加の一因は、一因ということでしたので、急病者が増えて、かつ65歳以上の高齢者の急病が増加したということは分かりました。ですけれども、他の要因もあるのかと思うんですけれども、他の要因をお伺いしたいと思います。

育児休業と特別休暇取得については大体分かりました。ただ、私、平成27年12月に、まだ広域になる前に一般質問したんです、うちの議会のほうで。そのときに、危険物の貯蔵は、長泉が裾野市よりも16倍ぐらい多いんだよというようなことがあったんですけれども、長泉の話が出ましたのでちょっと聞かせていただきたいなと思うんですけれども、その辺はあれでしょうか。長泉は単独だというのは育児休業とか特別休暇のことだと思うんですけれども、もしそういうようなところで事故があったときには、どういうふうに対応するのかなというところなんです。すみません、ちょっと質疑の趣旨が違うのかもしれませんが、お伺いしました。

それと、3番でございます。消防力の整備指針、これについては、これを解消するには増員しないと私は思っておりますので、そのようにぜひ御努力をお願いしたいと思います。

4点目でございます。先ほど1、2、3と、4番も、18人が本当は31人必要なんだよということでもございました。ですけれども、予防要員の不足を補うためにも兼務隊を専従隊にするという、

そういうことにも私は管理計画による増員しかないのではないかなど、そういうふうにも思っております。最大の大規模化や住民ニーズの多様化など、住民の生命、身体、財産を守るために、さらなる御努力、御尽力をお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木文子） 室伏警防救急課長。

○警防救急課長（室伏郷志） それでは、救急出動件数の増加のほかの要因という御質問にお答えいたします。

急病の次に増加している事故種別は、一般負傷となります。一般負傷とは、転倒、転落などによるけが、異物誤嚥の事故等を言います。2020年の1,180件から2024年は1,435件と、255件の増加となっております。また、救急車で病院間を搬送する転院搬送も同程度増加しており、2020年の1,133件から2024年は1,381件と248件の増加となっております。

以上です。

○議長（鈴木文子） 高村消防次長。

○消防次長兼総務課長（高村新一） もう一つ二ノ宮議員から御質問があったかと思えますけれども、職員の休暇等による出動隊への影響について質問があったと思いますが、まず考え方といたしまして、先ほど消防署管内で人員のやり取りをするということで御説明いたしました。それについては、職員の隊の編成、人員管理につきましては、それぞれの消防署長が管轄しておりますので、それぞれの消防署で人員のやり取り、割り振りをして行っていると。ただ、災害については出動隊編成というのがあらかじめ定めがありますので、例えば長泉町で大きな火災があった場合には、当然危険物火災とか災害があった場合には、当消防本部では裾野署にしか消防化学車がありませんので、そういった隊員編成で南東消防管内全てが一緒になって活動を行うということですので、これにつきましては、人員のやりくりについては消防署所の間でということで御説明をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○2番（二ノ宮善明） どうもありがとうございました。

○議長（鈴木文子） 以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合職員定数条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決されました。

◎議第7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第11 議第7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第12 議第8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

2件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案並びに議第8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、一括して提案要旨を御説明差し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布されたことに伴い、富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、職員の請求により時間外勤務をさせはならないとする職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するため所要の改正を行うとともに、介護と仕事を両立できる環境整備を行うため、職員に対する意向確認や勤務環境の整備に関する措置に関する事項を定めようとするものです。

なお、施行日につきましては令和7年4月1日とするものです。

次に、議第8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、議第7号と同様、関係法律の改正、公布により、介護時間について条例で運用している条項の番号が変更されたため所要の改正を行おうとするものです。

なお、施行日につきましては令和7年4月1日とするものです。

議第7号、議第8号の2件についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第7号について質疑を打ち切ります。

次に、議第8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第8号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第7号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議7号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第7号は原案どおり可決されました。

次に、議第8号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第8号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第8号は原案どおり可決されました。

◎議第9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第13 議第9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、提案要旨を御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月8日付の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月25日に公布、一部が同日施行され、一般職の国家公務員の給与改定が行われたことから、地方公務員法第24条第2項に規定する均衡の原則に基づき、本組合においても同様に月例給の額及び期末勤勉手当の支給月数を引き上げ、配偶者に係る扶養手当の廃止、地域手当の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大、再任用職員への住居手当の支給などを行うため、改定を行なおうとするものでございます。

改定の概要につきましては、月例給の改定について、民間給与との格差を解消するため、初任給を最大で2万5,000円引き上げるとともに、若年層からおおむね30歳代後半までの職員に重点を置き、全ての職員を対象に月例給を引き上げようとするものであります。期末手当の改正につきましては、令和6年度の12月の支給月数を、常勤職員は100分の122.5から100分の127.5へ、定年前再任用短時間勤務職員は、100分の68.75から100分の71.25に引き上げるものでございます。また、令和7年度につきましては、6月期と12月期のそれぞれの支給月数を、常勤職員は100分の122.5から100分の125へ、定年前再任用短時間勤務職員は、100分の68.75から100分の70に引き上げるものでございます。勤勉手当の開始につきましては、令和6年度の12月期の支給月数を、常勤職員は100分の102.5から100分の107.5へ、定年前再任用短時間勤務職員は100分の48.75から100分の51.25に引き上げるものでございます。また、令和7年度については、6月期と12月期のそれぞれの支給月数を、常勤職員は100分の102.5から100分の105へ、定年前再任用短時間勤務職員は100分の48.75から100分の50に引き上げるものでございます。扶養手当及び地域手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を廃止し、これに係る扶養手当を現行1万円から1万3,000円に引き上げ、地域手当の支給地域の単位の広域化に伴い、静岡県が5級地となることから、6%から4%へ引上げをそれぞれ段階的に行おうとするものです。管理職特別勤務手当につきましては、勤務実態に応じた適切な処遇確保のため、平日深夜に係る支給対象時間を午後10時から午前5時に拡大しようとするものです。また、高齢職員の能力及び経験の活用が進められてきていることを踏まえ、60歳を超える職員の昇給につきましては、勤務成績によるものとする規定を加え、定年前再任用短時間勤務職員へ住居手当を支給するため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日とし、一部を令和7年4月1日とするものであります。失礼しました、1点ただいまの説明で訂正をさせていただきます。

地域手当の関係で、静岡県が5級地になることから、6%から4%へ引下げをそれぞれ段階的に行おうとするものと訂正させていただきます。

それでは、議第9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第9号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第9号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第9号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、議第9号は原案どおり可決されました。

◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 令和7年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

御提案いたしました各議案等につきまして、慎重に御審議を賜り、全ての議案に議決を賜り、誠にありがとうございました。議会を通じ、また日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えています。そして、管内にお住まいの住民の皆さんの生命、身体、財産等を守るために、なお一層職員一丸となって務めてまいりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、まだまだ寒い日が続きますけれども、議員の皆様におかれましては健康に御留意をいただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。簡単でございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和7年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 4時23分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和7年2月5日

議 長 鈴 木 文 子

署 名 議 員 植 松 英 樹

署 名 議 員 藤 江 康 儀